

浜松市教育委員会会議次第

令和3年8月25日(水)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(黒柳委員、神谷委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【意見聴取案件】※非公開

第40号議案 令和3年度9月補正予算(案)の議会提案について

第41号議案 物品購入に関する契約締結の議会提案について(タブレット保管庫、電源
タップ、輪番タイマー) (教育施設課)

【議決案件】

第42号議案 浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び解嘱について(スポーツ振興課)

(2) 報 告

ア 史跡 蜷塚遺跡保存活用計画の策定について(中間報告) (文化財課)

イ 第3次浜松市子供読書活動推進計画の策定について(素案) (中央図書館)

6 閉 会

第 4 2 号 議 案

令和 3 年 8 月 2 5 日 提 出

浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び解嘱について

浜松市スポーツ推進審議会委員を次のとおり委嘱及び解嘱する。

教育長 花 井 和 徳

浜松市スポーツ推進審議会委員（案）

委嘱する者

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	加藤 隆	一般社団法人浜松市医師会理事

任 期 令和 5 年 3 月 3 1 日 までの残任期間

解嘱する者

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	野田 恒夫	一般社団法人浜松市医師会理事

【参考】

浜松市スポーツ推進審議会委員（令和3年7月31日現在）

選出区分	氏名	備考
学識経験者	太田 正義	常葉大学 教育学部 心理教育学科 准教授
学識経験者	本間 秀太郎	公益財団法人浜松市体育協会 常務理事
学識経験者	高山 久仁江	浜松市スポーツ推進委員 連絡協議会 女性部長
学識経験者	野田 恒夫	一般社団法人浜松市医師会理事
学識経験者	海老原 有希	元トップアスリート (前女子やり投げ日本記録保持者)
学識経験者	伊藤 裕子	メディカルフィットネスクラブ LEN 代表
学識経験者	宮田 治幸	浜松市立高等学校校長
学識経験者	鈴木 清吾	浜松市中学校体育連盟会長
学識経験者	中村 孝夫	浜松市小学校体育連合会長
学識経験者	油井 房代	元浜松市幼稚園長会会長

任 期 令和5年3月31日まで

(第42号議案の説明資料)

スポーツ振興課

浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び解嘱について

(提案理由)

浜松市スポーツ推進審議会の現任委員1名が6月12日付けの浜松市医師会理事退任により任期途中で職を解かれましたので、8月1日から新たな委員を委嘱します。

(構成等)

今回は浜松市医師会理事退任に伴う改選となり、任期は前任者の残年数です。
委員は10名で、男女比は6対4です。

(根拠法令)

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

浜松市スポーツ推進審議会条例（改正 平成23年浜松市条例第47号）

(開催回数)

年間4回を予定

(開催内容)

教育委員会の諮問に応じ、第2期浜松市スポーツ推進計画に関することやスポーツの施設及び設備の整備に関すること等の事項について調査審議し、並びにこれらの事項について同委員会に建議します。

史跡 蜷塚遺跡保存活用計画の策定について（中間報告）

市民部文化財課

1 計画の目的

国指定史跡である蜷塚遺跡が持つ価値と構成要素を明確化し、隣接する浜松市博物館を含め、今後、史跡を適切に保存・活用していくための基本方針及び整備の方向性等について定める。

2 背景

文化財保護法の改正（平成 31 年）により、個別の文化財所有者又は管理者が保存活用計画を作成し、国へ認定申請ができるようになった。計画認定後は補助金の交付が円滑になる等、優遇措置が受けられる。

3 経緯

令和 2 年度から、計画策定に関する情報収集（現状把握）と基本方針の検討を開始した。

また、有識者からなる「史跡蜷塚遺跡保存活用検討会（以下、検討会）」の設置及び協議を進めるとともに、文化庁とも、計画策定に関する事前協議を継続している。

4 今後の予定

- 令和 3 年度 議会、中区協議会等への進捗報告及び意見聴取
 庁内関係課、各小・中学校、地域住民等への意見聴取及び計画案への反映
 検討会や文化庁等との協議を経て、年度末までに計画原案作成
- 令和 4 年度 国認定申請、整備基本計画の策定
- 令和 5 年度以降 整備実施設計、整備工事



第3次浜松市子供読書活動推進計画の策定について（素案）

市民部中央図書館

1 背景・目的

グローバル化の進展や情報のデジタル化の急速な発展等により、子供を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中、読書は子供たちの豊かな心を育み、生きる力を高める活動として価値が再認識され、さらなる推進が求められている。本計画は、市民の子供の読書活動についての関心と理解を深め、家庭・地域・図書館・学校等の連携による取組をいっそう推進するための指針として策定する。

2 経緯

- ・平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
- ・平成14年 国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- ・平成19年「浜松市子ども読書活動推進計画（第1次計画）」策定
- ・平成24年「第2次浜松市子ども読書活動推進計画」策定
- ・令和4年「第3次浜松市読書活動推進計画」策定（計画期間：令和4年度～令和13年度）

3 基本的な考え方

- ・子供の読書活動を推進するためには、社会全体で本に親しむ環境を整えていくことが必要。そのために、家庭・地域・図書館・学校等のそれぞれの取組を明確にするとともに、関係団体や機関と連携し、相互に協力しつつ、子供の発達段階に応じて取組を進めていくことが重要。
- ・変化の激しい社会情勢を踏まえ、子供たち一人一人の読書環境の実態に合わせた支援を充実させていくとともに、時代の変化に合わせた読書方法や資料活用等についても、情報を収集しながらより効果的な方法を模索していく。

4 推進計画（案）のポイント

（1）発達段階に応じた取組の充実（第3章）

家庭・地域・図書館・学校等の取組内容を発達段階ごとに整理してまとめ、子供の成長を意識したつながりのある活動へと位置付けた。

（2）「目指す子供像」の実現に向けた、家庭・地域・図書館・学校等の連携（第4章）

さらなる連携体制の構築に向け、読書活動を推進する担い手が目的を共有し、「目指す子供像」の実現に向けて活動できるよう、取組内容を明確に示した。

（3）一人一人の読書環境を支える取組の充実（第4章の4）

浜松市の実態を踏まえ、外国にルーツをもつ子供や、読むことに困難さを抱える子供、そして中山間地など遠隔地に住む子供たちへの支援充実をまとめた。

5 今後の予定

- | | |
|------------|--------------------|
| 令和3年9月～10月 | パブリック・コメント意見募集 |
| 令和4年1月 | 意見募集結果及び市の考え方の公表 |
| 令和4年4月 | 第3次浜松市子供読書活動推進計画施行 |

第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）

【概要版】

〔第1章 基本的な考え方〕

1 計画策定の背景と目的

情報のデジタル化が急速に発展し、子供たちを取り巻く環境に大きな変化が生じています。そうした中、読書は子供たちの豊かな心を育み、生きる力を高める活動として価値が再認識され、さらなる推進が求められています。本計画は、市民の子供の読書活動についての関心と理解を深め、家庭・地域・図書館・学校等の連携による取組をいっそう推進するための指針として策定します。

2 計画の経緯と期間

【国】

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成13年法律第154号)
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）
(平成14年8月)
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）
(平成20年3月)
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）
(平成25年5月)
- ・ 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）
(平成30年4月)

【県・市】

- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画
(平成16年1月 静岡県教育委員会)
- ・ 浜松市子ども読書活動推進計画
(平成19年1月 浜松市)
- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画（第二次計画）
(平成23年3月 静岡県教育委員会)
- ・ 第2次浜松市子ども読書活動推進計画
(平成24年3月 浜松市)
- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画（第三次計画）
(平成30年3月 静岡県教育委員会)

【第3次浜松市子供読書活動推進計画の期間】

第3次推進計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、中間年に見直しを行う予定です。

〔第2章 子供の読書活動をめぐる動き〕

3 子供の読書活動における施策の動向

令和2年5月29日に全国学校図書館協議会から示された「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」では、感染症の拡大を防止しながら子供たちの読書活動や学習活動を可能な限りサポートするための指針が提示されています。また、学校教育の情報化の推進に関する理念や国、地方公共団体等の責務を示した「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施することが求められました。読書環境においてもまた、このような情報通信技術の効果的な活用方法の模索が始まっています。

子供の読書活動の推進に関する 基本的な計画（第四次計画）

第四次計画推進の方策として、発達段階に応じた取組で読書習慣の形成を促すことや、友達同士で読書を楽しむ機会を設けることなどが挙げられています。また、読書への関心をさらに高めることにも重点を置いた施策がまとめられ、生涯を通じて読書を楽しむ基盤づくりがより一層重視されました。

読書バリアフリー法の成立

令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。この法律では、視覚障害、発達障害、肢体不自由等で本を読むことに困難さを抱える方にも、読書を楽しむことができる環境を整備し、提供していくことを求めています。

学習指導要領の改訂

現行の学習指導要領における「読書」は、「知識及び技能」の「我が国の言語文化に関する事項」の中に位置付けられ、読書を国語科で育成すべき資質・能力の一つとして捉えられています。また、新設された「知識及び技能」の「情報の扱い方に関する事項」との関連も求められています。

- ・ 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次計画） 平成30年4月20日
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 令和元年法律第49号
- ・ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説国語編 平成30年2月 文部科学省

4 浜松市の状況

浜松市の0歳～18歳の人口

浜松市の0歳から18歳までの人口は、年々減少傾向にあり、令和元年10月の調査では、0歳児が初めて6千人を下回りました。また、75歳～80歳の年齢別人口の平均が8千人を超えている現状から、少子高齢化は他の市町村と同様に大きな課題の1つに挙げられています。

外国人住民の割合

平成19年から減少傾向にあった外国人住民の割合ですが、近年少しずつ増加傾向にあります。また浜松市は、市立小中学校の約8割に外国籍児童生徒が在籍し、平成30年度には、その国籍が30か国にも渡るなど、多国籍化が続いています。



浜松市の面積と図書館の設置数

浜松市の総人口は797,938人で（令和3年4月調査）、静岡県内最大の人口を有する政令指定都市です。また面積は1558.06 km²であり、全国第2位の広さを誇っています。浜松市内には23の図書館1分室を有し、全国の政令指定都市の中でも2番目の施設数となっています。市内には7の行政区があり、浜松駅周辺の中区から自然豊かな天竜区まで、各地域の生活環境は様々です。そのため、地域の特性や文化に応じた特色ある選書やサービスが行われています。

学校図書館補助員の配置

浜松市は、公立小・中学校に学校図書館補助員を100%配置し、子供たちの学びの支援や図書室の環境整備を行っています。また、中央図書館内に設置している「学校図書館支援センター」と連携を図り、連絡会や研修会等も行っていきます。

特別な支援を要する児童・生徒数

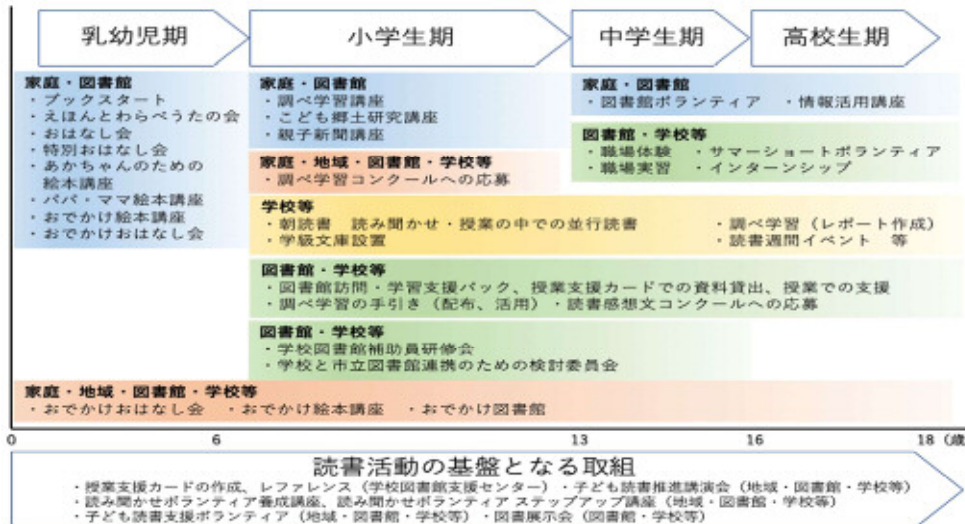
浜松市において、特別な支援を要する児童・生徒の数は増加傾向にあります。一人一人の教育的ニーズに応じた環境を整えるため発達支援学級や通級指導教室の拡充と整備を進め、小学校では約7割、中学校では約8割の学校に発達支援学級を設置しています。

〔第3章 第2次推進計画期間における子供の読書活動の現状と課題〕

5 子供の読書活動に関する取組の現状と課題

本市の読書活動は、家庭・地域・図書館・学校等と連携しながら取り組み、幼児期からの読書活動を充実させてきました。子供の成長を意識したつながりのある支援にむけて、それぞれの活動内容を発達段階ごとに整理し、本市の読書活動の状況としてまとめています。

発達段階に応じた主な取組内容一覧



パパ・ママ絵本講座

調べ学習コンクール作品

授業での図書資料活用

学校図書館補助員研修会

◎第2次計画後半（令和2年度末まで）の読書活動における、主な現状と課題

ブックスタート参加組数

平成28年度より参加組数は、毎年度減少傾向にあります。参加率はほぼ横ばいですが6割程度に留まっているのが現状です。



中学生、高校生の市立図書館利用

平成29年度より中学生の市立図書館利用者登録率は30%台、高校生は20%台となっており、第2次計画期間の最終目標値（中学生70%、高校生60%）より大きく下回る結果となっています。

各種絵本講座の開催方法

平成30年度に講座回数を減少したことにより、参加数が大きく落ち込みました。効果的なPRと、参加対象とする乳幼児連れの親子が参加しやすい開催方法の工夫、担当職員の育成及び資質向上が必要です。

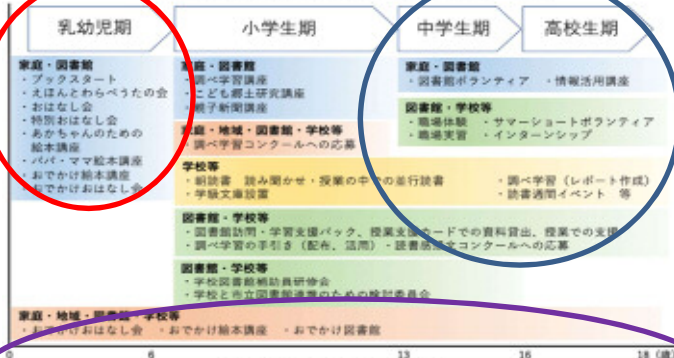
読書バリアフリーに向けた取組

外国語を母語とする子を主な対象とした、「いろいろな国の言葉のおはなし会」は開始した平成27年度以降、参加が減少しています。そのため、PR方法とともに、対象となる子供達へ提供するサービス内容の検討が必要です。

また、特別支援学校への「おでかけおはなし会」は、平成28年度実績と比較すると、訪問回数、参加数とも減少傾向が見られます。

浜松市の外国籍の子供が多い地域性や、発達支援学級数等の増加に鑑み、取組内容の改善が必要です。今後は、現場の希望を汲み取り、効果的な読書活動支援の検討が求められています。

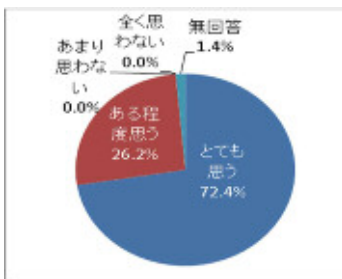
発達段階に応じた主な取組内容一覧



子供読書支援ボランティアの育成と活動の充実

「図書館読み聞かせボランティア養成講座」の修了者は、平成28年度以降、定員30人に対して概ね20人台後半以上となっています。一部会員の高齢化による活動者の減少を見込み、新規会員育成を継続するとともに、新しい生活様式に即した活動についての検討が必要です。

◎浜松市広聴モニターアンケート調査より



【質問項目：子供（0歳～18歳）の成長、発達において読書が必要だと思うか】
（広聴モニター223人：令和2年6月調査）

読書や本の読み聞かせの有用性については、広く周知されていることを示す結果となりました。一方、近年の子供の読書傾向として「以前に比べ読書に親しむことが減っている」と感じる人の割合が6割を超えています。

6 今後の方向性

令和2年度までの本市の読書活動に関する課題も含め、必要に応じて事業の見直しを行い、更に充実を図っていきます。また、子供を取り巻く状況の変化等に伴う課題に対しては、今後新たな取組を推進する必要があります。

乳幼児期から学童期における家庭への働きかけ

質の高い本を通じた触れ合いが、子供の言葉や心を育むことを実感してもらうよう、ブックスタートや絵本講座等への参加を促進します。

本を使った調べ学習の支援

児童・生徒に対する図書館の利用指導や調べ学習指導を引き続き推進します。市立図書館では、学校への資料や情報提供を継続して行うほか、中学生・高校生を対象とした取組を充実させていきます。

子供読書活動支援ボランティアの育成と連携

地域社会で活動する子供読書活動支援ボランティアを、図書館や静岡県子ども読書アドバイザーの連携の元で育成するとともに、継続的な資質向上に努めます。

読書バリアフリーに向けた取組

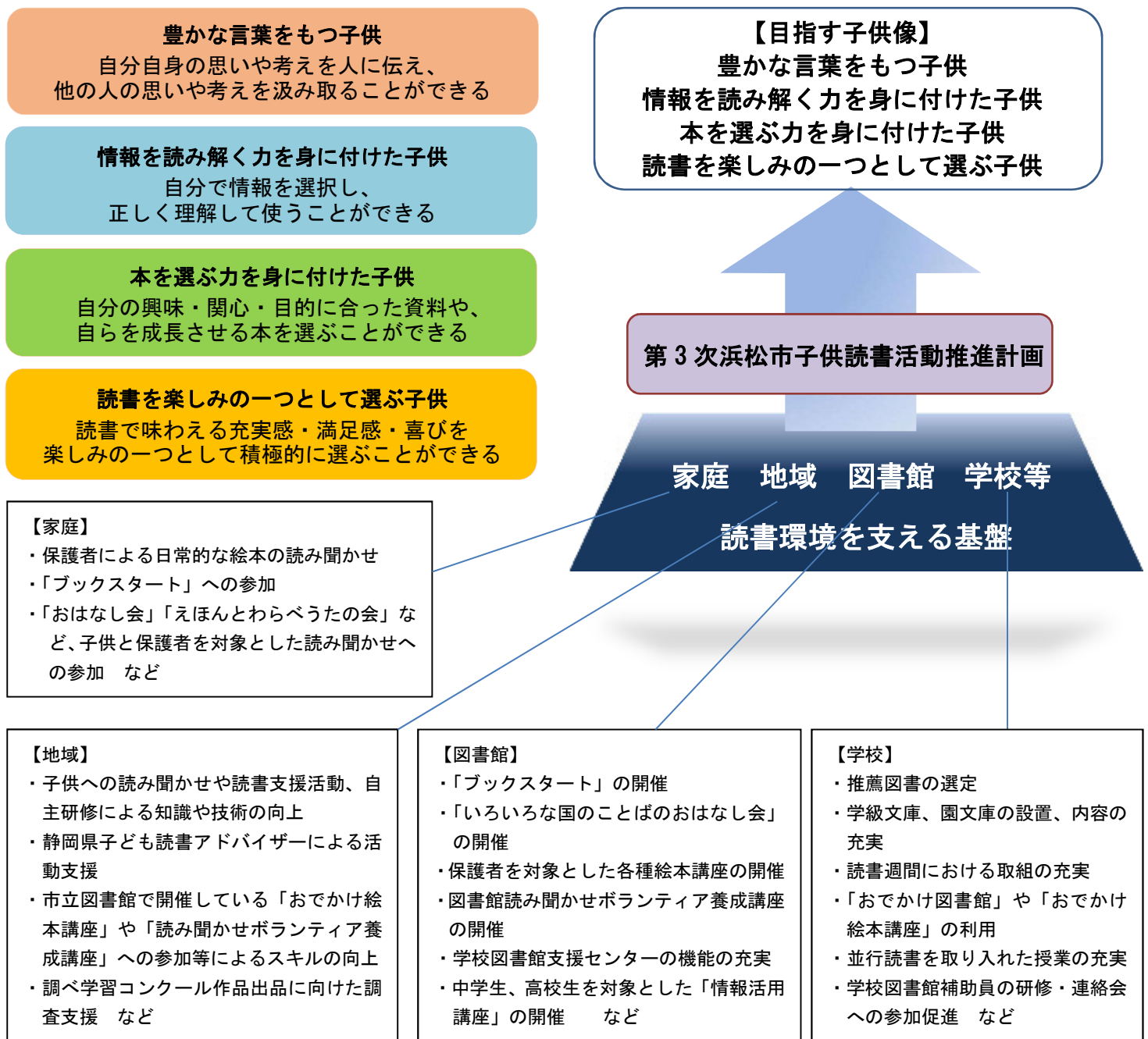
心身の障がいや国籍、居住地によって、享受できる読書支援の恩恵に格差の無い読書バリアフリーを目指します。

〔第4章 浜松市の子供の読書活動の推進方策〕

7 浜松市の目指す読書活動

子供の読書活動を推進していくためには、社会全体で本に親しむ環境を整えていく必要があります。

第2次推進計画を通して充実させてきた基盤のうえで、家庭・地域・図書館・学校等が主体的にそれぞれの特性を生かした取組を推進し、連携を図っていきます。



8 一人一人の読書環境を支える取組

外国にルーツをもつ子供（保護者）への読書活動支援

- ・自らのルーツの認識と母語の保持に資する外国語資料の収集と提供
- ・外国にルーツをもつ保護者に向けた働きかけ
- ・日本語の習得に役立つ資料の収集
- ・母語による絵本の読み聞かせを実施

読むことに困難さを抱える子供への読書活動支援

- ・子供の一人一人の個性に適した、様々な形態の資料の収集と提供
- ・特別支援学校や発達支援学級、通級指導教室等での読み聞かせ活動の推進

中山間地域など遠隔地に住む子供への読書活動支援

- ・自動車文庫を活用した資料の提供
- ・図書資料のセット貸出

電子図書を取り入れた読書活動支援

- ・外国籍の子供への提供
- ・読書に困難さを抱える子供への提供
- ・中学生・高校生への提供